破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２０６３号
福岡市博多区月隈６丁目18番４―102号、前住所福岡市博多区浦田２丁目11番11号
債務者　飯田　惠子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　知行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７００号
福岡市西区姪の浜２―12―５第一伊東ビル203、住民票上の住所福岡市博多区吉塚１丁目６番26―102号
債務者　福島　浩敏
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越路　倫有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６４号
広島市西区庚午中２丁目17番９号
債務者　金古　昌克
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号
広島市安佐南区東野３丁目29番２―302号
債務者　佐々木和之
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２号
広島市安佐南区東野３丁目29番２―302号
債務者　佐々木明子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６号
広島県廿日市市上平良1297―８―201、住民票上の住所広島県廿日市市上平良1297番地８
債務者　金丸　　道
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９４号
福岡県朝倉市甘木2215番地２県営又原団地１―603号
債務者　仲野みちよ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏　健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６３号
福岡市中央区大宮２丁目１番20号
債務者　品川　節雄
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　隆典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３号
山形県最上郡戸沢村大字津谷34番地の２、前住所山形県東根市神町東１丁目６番26号　武田悦四郎貸家３
債務者　大川　竹子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１１号
山形県東田川郡庄内町槇島字五里塚66番地１
債務者　佐藤　松子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第６６６号
大阪府門真市常称寺町９番２号
債務者　神野薫こと　全　　薫
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５８号
大阪市生野区田島６丁目３番28号　シャトークレール205号
債務者　金城昌善こと　金　　昌善
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５９号
大阪市生野区田島６丁目３番28号　シャトークレール205号
債務者　金城益子こと　申　　益子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７８号
大阪府八尾市美園町４丁目115番地の１　クリスタル美園205号
債務者　信貴　栄治
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１０号
大阪府松原市高見の里４丁目13番16号
債務者　宮川　俊一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１４号
福岡市東区名子３丁目19番55―202号、前住所福岡市東区青葉７丁目56番３号
債務者　前田　展利
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６号
神戸市長田区重池町１丁目10番８―715号
債務者　川本　良太
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部